

平成29年 第4回隠岐の島町議会会議録

開 会 (開議) 平成29年12月15日 (金) 9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	大江	寿	7番	池田	賢治	13番	米澤	壽重
2番	村上	謙武	8番	安部	大助	14番	遠藤	義光
3番	菊地	政文	9番	前田	芳樹	15番	池田	信博
4番	石橋	雄一	10番	平田	文夫	16番	福田	晃
5番	村上	三三郎	11番	石田	茂春			
6番	西尾	幸太郎	12番	高宮	陽一			

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田	高世偉	定住対策課長	鳥井	登
副町長	大庭	孝久	農林水産課長	佐々木	千明
教育長	村尾	秀信	上下水道課長	田中	秀喜
総務課長	八幡	哲	建設課長	山崎	龍一
会計管理者	池田	賢一	大規模事業課長	河北	尚夫
企画財政課長	渡部	誠	総務学校教育課長	池田	茂良
税務課長	藤木	正英	生涯学習課長	中林	眞
町民課長	名越	玲子	布施支所長	竹本	久
福祉課長	長田	栄	五箇支所長	金坂	賢一
保健課長	平田	芳春	都万支所長	佐々木	義直
環境課長	藤川	芳人	企画財政課長補佐	石田	寛弥
観光課長	吉田	隆	総務課長補佐	野津	千秋

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長	野津	浩一	事務局長補佐	中村	恵美子
--------	----	----	--------	----	-----

## 1. 議員提出議案の題目

発議第 3号 地方の道路整備促進を求める意見書

### 議事の経過

#### ○議長（石田茂春）

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 9時30分）

（全員協議会開会宣告 9時30分）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 10時19分）

#### 日 程 第 1. 委 員 長 報 告

「委員長報告」を行います。

各常任委員会の審査に付託した町長提出議案の議第97号から議第112号までの16件、並びに継続審査となっている各常任委員会の調査事項を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等について、それぞれの委員長の報告を求めます。

始めに、総務教育民生常任委員長 12番：高宮 陽一 議員

#### ○12番（高宮陽一）

それでは、総務教育民生常任委員会の報告を行います。

委員会は、議会閉会中の11月28日、29日、会期中の12月13日、14日の4日間開催をし、今定例会で付託をされました案件並びに調査事項について慎重に審査をいたしましたので、その経過並びに結果について報告をいたします。

付託案件は、議第97号「平成29年度隠岐の島町一般会計補正予算（第5号）」及び議第98号「平成29年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）」、議第99号「五箇診療所特別会計」、議第100号「都万診療所特別会計」、議第102号「後期高齢者医療保険事業特別会計」までの特別会計補正予算4件、並びに議第103号「隠岐の島町長、副町長及び教育長の給与等に関する条例」、議第105号「地域自立支援協議会条例」、議第106

号「社会福祉センター設置及び管理条例」などの条例の一部改正、条例の廃止など3件、議第108号「財産の無償譲渡」1件、議第109号及び議第110号の「指定管理者の指定」2件、そして追加提案のあった議第111号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」1件、計12件について慎重に審査を行いました。

結果でございますが、追加提案のあった議第111号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」には1名の議員の反対がありましたが、賛成多数で「可決すべし」とし、その他の案件につきましては、全会一致で「可決すべし」といたしました。

次に、審査の経過及び主な意見、指摘した事項について申し上げます。

初めに、一般会計及び各特別会計補正予算についてでございます。

総務費の地域コミュニティ推進事業において、集会所改修工事費161万5,000円の増額のうち、120万8,000円は港町集会所の非常階段の改修工事に係る増額であります。この事業は当初、地元から提出された計画に基づいて予算計上したのですが、事業実施の段階で諸経費等が積算されていなかったことが判明し、補正するものでございます。

委員からは、「あまりにも計画が杜撰だ。」「予算計上の段階でしっかりと精査すべきだ。」等の意見がありました。当委員会としては変更は理解できるが、今後、しっかりと精査をして予算計上するように指摘したところであります。また、質疑でもありましたように、他の事業においても同様な指摘もあり、今後は関係者と十分に協議を行い精査をして予算計上するよう要望するものであります。

次に、商工費布施地区観光施設管理運営事業であります。

ログハウスの消防設備整備費の増額は、平成27年の消防法令の改正により、自動火災報知設備の設置が義務付けられたため整備するものであります。

消防署等、関係機関の査察により判明したとのことではありますが、当然役場では担当課では情報は入手していたと思います。来年3月までは経過措置が設けられているものの、担当課から情報を提供するなどしてしっかりと町有財産である施設を適切に管理するべきであり、このことについては強く要望しておきたいと思います。

次に、条例の一部改正等について申し上げます。

まず、議第108号「財産の無償譲渡について」であります。原田地内にある隠岐の島町社会福祉センターを、社会福祉法人「隠岐の島町社会福祉協議会」に無償で譲渡して社会福祉活動を強化しようとするものであります。

委員からは、「譲渡に当たって、町及び社協のメリット・デメリットをどのように考えてい

るか。」との質疑がありましたが、「町としては、施設の改修や火災保険などの維持管理費が軽減される。」メリットがある。「社協は施設の改築や改造が容易となる。また、社会福祉を目的とする新たな事業実施、財源確保など、職員の意識改革に期待が持てる。」メリットがある。デメリットとしては、「改修費や火災保険など新たな負担となる。」とのことであります。

更に、委員からは、「地域福祉にもっと積極的に関わるべきではないか。」「地域における社協の認知度が低下しているのではないか。」との意見があり、担当課では、「2ヶ月に1回連絡会議を行いながら、理事会等へも参加して取り組みをしている。」とのことであります。

今回の譲渡を契機として、隠岐の島町社会福祉協議会が積極的に地域社会福祉の強化に取り組み、住民福祉サービスの向上が図られるよう期待するものであります。

次に議第109号、議第110号の「指定管理者の指定について」であります。

布施ダイビングセンター及び国民保養センターの指定管理につきましては、1団体しか応募がなく、選定委員会においてヒアリング等を行い、ジオジャパンを指定管理者とするもの、また、都万ダイビングセンターにつきましても応募は1団体しかなく、有限会社セイクリエイトを指定管理者とするものであります。

当委員会では、それぞれの申請者から出されている事業計画書や収支計算書等、担当課から詳細に説明を受け審査を行いました。

いずれの施設も、本町の地域特性を活かした海洋レジャー施設であり、体験型施設、また、観光資源としての施設であります。残念ながら周知不足、利用者の減少、スタッフの問題など、課題は山積しており、特にダイビング施設においては、インストラクターの確保は最重要課題であります。

委員からは、「町が本気でこれらの施設を運営する気があれば、インストラクターの育成などにも取り組むべきだ。」「地域や関係機関と連携してしっかり取り組むべきだ。」など、多くの積極的な意見があったところであります。

また、選定委員会委員は、4名の課長と民間から2名、担当課長の7名で構成されているが、専門的な知識を持った委員がいないということで、今後、委員の選出については、専門的な知識を持った委員も入れるように再検討するよう要望しておきたいと思っております。

次に、追加提案のあった議第111号「職員の給与に関する条例の一部改正について」であります。

今回の職員の給与改定は、例年どおり人事院勧告に基づき、勤勉手当の支給月数を0.1ヶ月増額、本俸を平均0.2%引き上げるため給料表を改正するものであります。

給与改定に伴う財源は、本俸分で100万円、期末手当分で1,000万円、合わせて1,100万円です。予算につきましては既定予算で対応し、3月補正予算で整理するとのことであります。

委員からは、「民間事業所も調査をして考慮すべきだ。」「県人事委員会も参考にすべきではないか。」との意見もあり、一方では「給与は、従来から地方公務員法で定めのある方法で決められているのではないか。」等の意見もありました。相当議論を行ったわけですが、そういった内容があったことを報告しておきたいというふうに思います。

最後に所管の調査事項でございますが、これも以前から何度も申し上げておりますが、最近予算説明資料が、年々、省略化され分かりづらくなってきています。この予算説明書は、予算書とは異なり、あくまでも説明のための資料でありますので、事業の概要は勿論ですが、変更の理由、積算根拠などは詳細に記述するよう要望するものであります。

今後タブレットが導入されて参ります。併せて検討いただきたいと思います。

尚、所管の調査事項につきましては、議会閉会中も継続して調査研究してまいります。

以上で、総務教育民生常任委員会の報告を終ります。

## ○議長（石田茂春）

次に、産業建設常任委員長 9番：前田芳樹 議員

## ○9番（前田芳樹）

それでは、産業建設常任委員会報告をいたします。

当委員会では議会閉会中の11月28日、29日、そして会期中の12月13日、14日の計4日間開催をいたしました。

別紙の通り、付託された議案につきましては「全会一致で可決すべし。」といたしました。

付託案件の審査経過の中で、意見、指摘事項などが多かった主なものについて報告をいたします。

まず議第97号「平成29年度一般会計補正予算（第5号）」についてでございます。

まず、（新）水産業競争力強化漁船導入促進事業費2,500万円についてでございます。

水産事業者が老朽船を更新するときに、JFしまねの外郭団体である「一般社団法人しまね水産業構造改革サポート」が窓口となり、国からの補助金50%を受けて漁船を取得し、水産事業者にリースするという国の制度であります。この度、これに合わせて水産事業者が支払うリース料をさらに軽減するため、5%の県補助事業が創設され、隠岐の島町内の水産事業者が「まき網漁業運搬船中古船254トン」を5億円でリースを受ける際の、県からの補助

金を水産事業者が所属する隠岐の島町を經由してリース事業者へ支払われる事業であります。

「12年間リースで大変有利なことだが、一本釣り漁船は対象にならないのか。今後も本町内で、このリース案件が増加するのか。リース船が故障したときの修繕費は、どちらが負担することになるのか。」などの委員からの問いに対しまして、「現段階では大型船を優先対象としており、本町ではあと2社の巻き網運搬船が新造船で申請をしている。リース船が故障した場合の修繕費は水産事業者が支払う。」との執行部の説明でありました。

次に、飯田残土処理場建設事業費1,567万円についてです。

処理場用地の基盤の土質が想定よりも悪く、暗渠排水工事が必要になったこと、タイヤ洗浄器が泥落としプール方式で給水管の敷設が必要であること、ダンプ出入り口付近の水路改修が必要になったこと、これらの整備のため、追加補正したい旨の説明がございました。委員からは、「工事費の積算がアバウトになっていないか。残土搬入のダンプの積載オーバーが無いようにしっかりと注意させること。」などの指摘がございました。

次に、南方36号線道路修繕費150万円についてです。

県の土木遺産に指定されている旧福浦トンネルの内部で、崩落の危険があることが判明したので、全面通行止めにするために入り口手前に100㎡の車輛回転場を設置して、通行止めの看板を設置する事業であります。委員からは、「見どころマップにも掲載されているウルトラマラソンのコースだが、今後の通行はどうするのか。マラソンの時だけ走らせるのは反対だ。トンネル内部の修繕費は、どれだけ掛かるのか。その調査は、しておいてはどうか。生活道路では無いが、町道指定を続けるならば早急に対応するべきではないか。」等の意見と指摘がございました。執行部からは、「トンネル内をどうするかは、これから協議、検討したい。修繕費は、追加調査をしないと現段階では分らない。」との返答でありました。

次に、所管の調査事項についてです。

まず、世界ジオパーク中核拠点施設設計業務についてです。

旧高速船待合所であった建物を取り壊して、跡地に建設するという当該施設の基本設計及び、実施設計業務を外部委託するに当たりまして、プロポーザル方式を取り、その実施要領の説明と今後の日程見込みについて、報告を受けました。「設計外部委託に関しては、本年度の当初予算で承認議決をされているが、地元関係者等への説明協議に丁寧な対応をしてきたことによって多くの時間を要して、やっとなんかまで漕ぎ着けた状況にある。年度内の設計は無理となってしまう、設計費予算は年度繰越しとなる。平成30年10月末を設計完了の目

標としたい。その後に工事着手となる日程である。」との執行部からの説明と報告でありました。

委員からは、「近隣の住民説明は充分か。フェリーターミナル上屋と当施設の接続はどうなるのか。人の流れを良くすることが重要ではないか。土産物売り場のりょうばとの関連性はどのようにするのか。」などの指摘がありました。

これに対しまして、「住民説明では、東町、中町、西町の合同要望書が提出されて丁寧な対応で説明に努力をした。フェリーターミナル上屋との接続では、県との協議で連絡通路をつける。現在の入り口の狭いエレベーターを改良し、エスカレーターを設置したい。りょうばについては、付近から海が見えなくてロケーションの悪さが話題となっているので、タクシー乗り場から、りょうばまでの連絡陸橋を撤去する。あとは別途検討となる。」との執行部の返答でありました。

次に、水産関連団体の担当職員の不祥事についてです。

離島漁村再生支援交付金を受給してきた水産関連3団体の事務局担当職員の不祥事については、その実態調査が特別委員会に付託されましたので、当委員会では、行政としては二度と不祥事を起こさないための、再発防止策の構築を早急に示すべき旨の指摘をいたしました。

その再発防止策は、現状、既に実施している事項として、1名による会計事務担当状態を無くし、主担当、副担当を置くこととする。その都度「支出、収入伝票」を作成し、決裁を受ける。預金通帳と印鑑を同一人に管理をさせず、別々に保管する。支出は現金ではなく、原則振り込み支払いとする。町交付金給付事務と漁業集落会計事務について、それぞれの担当者を置いて区分をする。

また、今後検討をすべき事項として、会計監査を専門機関への外部委託にする。交付金による臨時職員の配置等で事務体制を強化する。とのことをございました。

以上、報告といたします。

尚、所管の調査事項につきましては、引き続き調査研究を行ってまいります。

## ○議長（石田茂春）

以上で、「委員長報告」を終ります。

## 日 程 第 2. 討 論

「討論」を行います。

町長提出議案の議第97号「平成29年度隠岐の島町一般会計補正予算（第5号）」から、同意第12号「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」までの17件及び、本日の議

事日程第1で行いました、各常任委員長報告を一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

( 「なし」 の声を確認 )

「反対討論なし」と認めます。

### ○議長 ( 石田茂春 )

次に、原案に賛成者の発言を許します。

( 「なし」 の声を確認 )

「賛成討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終ります。

### 日 程 第 3. 採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

始めに、町長提出議案の議第97号「平成29年度隠岐の島町一般会計補正予算(第5号)」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第97号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第98号「平成29年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)」から議第102号「平成29年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)」までの5件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第98号から議第102号までの5件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第103号「隠岐の島町長、副町長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」から議第108号「財産の無償譲渡について」までの6件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第 103 号から議第 108 号までの 6 件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 109 号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町海洋レジャー施設及び隠岐の島町国民保養センター〕」から議第 110 号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町海洋レジャー施設〕」までの 2 件及び議第 112 号「工事請負変更契約の締結について〔町道宮の前西町線日吉橋耐震補強工事〕」の計 3 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第 109 号から議第 110 号までの 2 件及び議第 112 号の計 3 件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 111 号「隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 多 数 )

起立「多数」であります。

したがって、議第 111 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、同意第 12 号の「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、同意第 12 号は原案のとおり同意することに決定しました。

以上で、「採決」を終わります。

#### 日 程 第 4. 議員提出議案の上程及び審議

本日、お手元に配付のとおり、1 件の議案が議員提案されました。隠岐の島町議会会議規則第 14 条に規定しています要件を満たしていますので、直ちに議題といたします。

「提案理由の説明」を行います。

発議第 3 号「地方の道路整備促進を求める意見書」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

14 番：遠藤 義光 議員

#### ○14 番（ 遠 藤 義 光 ）

発議第 3 号「地方の道路整備促進を求める意見書」の提出について、提案理由の説明をいたします。

本町においては、安全で円滑に通行できる幹線道路や、生活道路の整備が急務となっていることに加え、通学路の安全対策や道路インフラの老朽化対策など、喫緊の課題が山積みとなっている。

このような状況下において、道路整備事業に係る国の嵩上げ措置が平成 29 年度末で切れ、平成 30 年度から地方負担が増加することになれば、地方の財政負担の増加をもたらすこととなり、道路整備の一層の遅滞を招き、その影響は重大なものとなります。

については、来年度以降も迅速かつ着実な道路整備を推進するため、

- 1 地方創生の実現に向け道路整備に必要な予算の拡充を図ること。
- 2 道路財特法の補助率等の嵩上げ措置について平成 30 年度以降も継続すること。

このことを、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣に対し地方自治法第 99 条に基づき、別紙意見書を提出するものであります。

議員全員の賛同をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

#### ○議長（ 石 田 茂 春 ）

以上で「提案理由の説明」を終ります。

発議第 3 号の「質疑」を行います。

質疑はありますか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「質疑なし」と認めます。

次に、これより「討論」を行ないます。

討論はありますか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「討論なし」と認めます。

これより「採決」を行ないます。

採決は起立によって行ないます。

発議第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 5. 委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件

各常任委員長、特別委員長から、審査を終えることのできなかつた事件及び調査を要する問題につき、隠岐の島町議会会議規則第75条の規定に基づき、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査、調査を行いたいとの申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長、特別委員長からの申し出のとおり、これらを閉会中の継続審査、調査とすることに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声を確認 )

「異議なし」と認めます。

よって、各常任委員長、特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び、調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査、調査付託の件」を終ります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は、継続審査となった案件を除き、全部議了いたしました。

本日はこれを以って散会し、平成29年第4回隠岐の島町議会定例会を閉会します。

( 閉 会 宣 告            10時53分 )

以 下 余 白